

改 正 後					改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表 1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表 1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲渡の区分	証明すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③	措置法31条 の2 2項 3号 措置法規則 13条の3 1項3号	※1 (1) (2) ※2	②の②	措置法31条 の2 2項 2号の2 措置法規則 13条の3 1項2号の 2	※1 (1) (2) ※2
④ 取用交換等による 土地等の譲渡(上記① ～③に掲げる譲渡又 は都市再開発法によ る市街地再開発事業 の施行者である同法 第50条の2第3項に 規定する再開発会社 に対する当該再開発 会社の株主又は社員 である個人の有する 土地等の譲渡に該当 するものを除く。)	措置法31条 の2 2項 4号 措置法規則 13条の3 1項4号		③ 取用交換等による 土地等の譲渡(上記① ～②の②に掲げる譲 渡又は都市再開発法 による市街地再開発 事業の施行者である 同法第50条の2第3 項に規定する再開発 会社に対する当該再 開発会社の株主又は 社員である個人の有 する土地等の譲渡に 該当するものを除く。)	措置法31条 の2 2項 3号 措置法規則 13条の3 1項3号	
⑤ 都市再開発法によ る第一種市街地再開 発事業の施行者に対 する土地等の譲渡で、	措置法31条 の2 2項 5号 措置法規則		④ 都市再開発法によ る第一種市街地再開 発事業の施行者に対 する土地等の譲渡で、	措置法31条 の2 2項 4号 措置法規則	

改 正 後				改 正 前			
当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記①～④に掲げる譲渡又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行者である同法第50条の2第3項に規定する再開発会社に対する当該再開発会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除く。)			13 条 の 3 1 項 <u>5号</u>	当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記①～③に掲げる譲渡又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行者である同法第50条の2第3項に規定する再開発会社に対する当該再開発会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除く。)			13 条 の 3 1 項 <u>4号</u>
⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記①～④に掲げる土地等の譲渡又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者である同法第165条第3項に規定する事業会社に対する当該事業会社の株主又は社員である個人の有する土	措置法31条の2 2項 <u>6号</u> 措置法令20条の2 4項 措置法規則13条の3 1項 <u>6号</u>	⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(①～③に掲げる土地等の譲渡又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者である同法第165条第3項に規定する事業会社に対する当該事業会社の株主又は社員である個人の有する土地	措置法31条の2 2項 <u>5号</u> 措置法令20条の2 4項 措置法規則13条の3 1項 <u>5号</u>

改 正 後					改 正 前				
地等の譲渡に該当するものを除く。)					等の譲渡に該当するものを除く。)				
(廃 止)					<p>⑥ <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法第8条に規定する認定建替計画(※)に係る建築物の建替えを行う事業の同法第7条第1項に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(②～⑤までに掲げる譲渡又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第7条第1項に規定する認定事業者である法人に対する当該法人の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡を除く。)</u></p>	<p>(i) <u>認定建替計画が※の要件を満たすものである旨を証する書類の写し</u></p> <p>(ii) <u>認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために買い取った旨を証する書類</u></p>	<p>所管行政庁(建築主事を置く市町村の区域については市町村長をい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。)</p> <p>土地等の買取りをする者</p>	<p>措置法31条の2 2項6号</p> <p>措置法令20条の2 5項、6項</p> <p>措置法規則13条の3 1項6号</p>	<p>※ 特例の対象となる「認定建替計画」は、次の(1)及び(2)(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第8条に規定する認定建替計画(以下この項において「認定建替計画」という。)に定められた同法第4条第4項第1号に規定する建替事業区域((2)において「建替事業区域」という。)の周辺の区域からの避難に利用可能な通路を確保する場合には(1)及び(3)に掲げる要件を満たすものに限る。</p> <p>(1) 認定建替計画に定められた新築する建築物の敷地面積がそれぞれ</p>

改 正 後					改 正 前				
									<p>100 m²以上であり、かつ、当該敷地面積の合計が 500 m²以上であること。</p> <p>(2) 認定建替計画に定められた建替事業区域内に密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第10号に規定する公共施設（道路、公園、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）並びに下水道、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設）が確保されていること。</p> <p>(3) その確保する通路が次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ 密集市街地における</p>

改 正 後					改 正 前				
									<u>防災街区の整備の促進に関する法律第 289 条第 4 項の認可を受けた同条第 1 項に規定する避難経路協定（その避難経路協定を締結した土地所有者等に地方公共団体が含まれているものに限る。）において同項に規定する避難経路として定められていること。</u> ロ 幅員 4 m 以上のものであること。
⑦ 都市再生特別措置法第 25 条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（※）の同法第 23	(イ) ・・・・ (ロ) ・・・・ (ハ) ・・・・	・・・・ ・・・・ ・・・・	措置法 31 条の 2 2 項 7 号 措置法令 20 条の 2 5	※ ・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (3) ・・・・。	⑦ 都市再生特別措置法第 25 条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（※）の同法第	(イ) ・・・・ (ロ) ・・・・ (ハ) ・・・・	・・・・ ・・・・ ・・・・	措置法 31 条の 2 2 項 7 号 措置法令 20 条の 2 7	※ ・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (3) ・・・・。

改 正 後					改 正 前				
条に規定する認定事業者(当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの(上記②～⑥に掲げる譲渡に該当するものを除く。)			項 措置法規則 13条の3 1項7号・3 項		23条に規定する認定事業者(当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの(②～⑥に掲げる譲渡に該当するものを除く。)			項 措置法規則 13条の3 1項7号・3 項	
~~~~~					~~~~~				
⑨ . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . (A) . . . . . (B) . . . . . B . . . . . (A) . . . . . (B) . . . . . (C) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	措置法31条 の2 2項 9号 措置法令20 条の2 6 項 措置法規則 13条の3 1項9号	※1 . . . . . ※2 上記①～③ 又は⑤～⑧に掲 げる譲渡に該当 するものを除 く。 ※3 . . . . . ※4 . . . . .	⑨ . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . (A) . . . . . (B) . . . . . B . . . . . (A) . . . . . (B) . . . . . (C) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	措置法31条 の2 2項 9号 措置法令 20 条の2 8 項 措置法規則 13条の3 1項9号	※1 . . . . . ※2 ①から ②の2まで又は ④から⑧までに 掲げる譲渡に該 当するものを除 く。 ※3 . . . . . ※4 . . . . .
⑨の2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第12条の4に規定する承認地域経済牽引事業用地整備を行う同条に規定する承認地	(イ) 当該土地等の買取りに係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化	都道府県知事又は経済産業大臣	措置法31条の2 2項9号の2 措置法規則13条の3 1項9号の2		(新 設)				

改 正 後					改 正 前				
<p><u>域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるもの（上記⑤、⑥、⑧又は⑨に掲げる譲渡に該当するものを除く。）。</u></p>	<p>に関する法律第12条の2第1項に規定する地域経済牽引事業用地整備計画が同条第3項若しくは第5項又は同法第12条の3第1項の承認を受けたものである旨を証する書類の写し</p>	<p>(四) 当該土地等に係る措置法第31条の2第2項第9号の2に規定する承認地域経済牽引事業用地整備（ハ）において「承認地域経済牽引事業用地整備」という。）が地域経済牽引事業の促進による地域の</p>	<p>経済産業大臣</p>						

改 正 後					改 正 前				
	<u>成長発展の 基盤強化に 関する法律 第12条の4 に規定する 基準に適合 することに つき経済産 業大臣の確 認を受けた ものである 旨を証する 書類の写し</u> (㌦) 当該土	<u>土地等の買 取りをする 者</u>							
⑩ <u>マンションの再生 等の円滑化に関する 法律(以下「マンシ ョン再生法」という。)</u> (平成14年法律第78 号)第15条第1項若し くは第64条第1項若 しくは第3項の請求 若しくは同法第56条 第1項の申出に基づ く同法第2条第1項 第10号に規定するマ	当該マンシ ョン再生事 業に係るマ ンション再 生法第2条 第1項第14 号に規定す る再生後マ ンションが ※の国土交 通大臣が財 務大臣と協	<u>土地等の買 取りをする マンション 再生事業の 施行者</u>	措置法31条 の2 2項 10号 措置法令20 条の2 7 項 措置法規則 13条の3 1項10号イ	※ 特例の対象と なる「マンシ ョン再生事業」は、 良好な居住環境 の確保に資する ものとして、当 該事業に係る再 生後マンション の住戸の規模及 び構造が国土交 通大臣が財務大 臣と協議して定	⑩ <u>マンションの建替 え等の円滑化に関す る法律(以下「マンシ ョン建替法」という。)</u> (平成14年法律第78 号)第15条第1項若 しくは第64条第1項 若しくは第3項の請 求若しくはマンシ ョン建替法第56条第1 項の申出に基づくマ ンション建替事業(※	当該マンシ ョン建替事 業に係る施 行再建マン ション(※ 2)が措置法 令第20条の 2第9項に 規定する国 土交通大臣 が財務大臣 と協議して	<u>土地等の買 取りをする マンション 建替事業の 施行者</u>	措置法31条 の2 2項 10号 措置法令20 条の2 9 項 措置法規則 13条の3 1項10号イ	※1 「マンシ ョン建替事業」と は、マンション 建替法第2条第 1項第4号に規 定するマンシ ョン建替法で定め るところに従っ て行われるマン ションの建替え に関する事業及 びこれに附帯す

改 正 後				改 正 前					
ンション再生事業 (※)の同号に規定する 施行者に対する土地等 (同法第55条第1項第2号に規定する隣接 施行敷地権に係るもの及び 同項第3号に規定する施行 底地権に係るものを除く。) の譲渡で、当該譲渡に係る 土地等が当該事業の用に 供されるもの(上記⑦～⑨ に掲げる譲渡に該当する ものを除く。)	議して定める基準に適合 することにつき都道府県知 事(市の区域内にあっては、 当該市の長)の証明を受け た旨及び当該土地等を当該 請求又は申出に基づき当 該マンション再生事業の用 に供するために買い取った 旨を証する書類			める基準(平成26年国土交通省 告示第1183号参照)に適合 する場合に限られる。	1)のマンション建替法第2条第1項第5号に規定する 施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等 が当該事業の用に供されるもの(⑥～⑨に掲げる譲渡に 該当するものを除く。)	定める基準に適合することにつ き都道府県知事(市の区域内に あっては、当該市の長)の証明 を受けた旨及び当該土地等を 当該請求又は申出に基づき当 該マンション建替事業の用に 供するために買い取った旨を 証する書類			る事業のうち、良好な居住環境 の確保に資するものとして、 当該事業に係る施行再建マン ションの住戸の規模及び構造 が国土交通大臣が財務大臣 と協議して定める基準に合 する場合に限られる。 ※2 「施行再建マンション」と は、マンション建替事業の 施行により建築された再建 マンションをいう。
⑩の2) マンション再生法第2条第1項第11号に規定する建替 前マンション又は滅失した マンションで同項第13号に 規定する再建敷地の上に存 していたものが一定の建 築物(※1)に該当し、かつ、 同項第14号に規定する再 生後マンションの延べ面積 が当該建替前マンション 又は当該滅失	イ) 当該マンション再生 事業に係る建替前マン ション又は滅失したマン ションが※1の一定の建 築物に該当すること及び 当該マンション再生事業 に係る再生後	土地等の買取りをする マンション再生事業の 施行者	措置法31条の2 2項 10号 措置法令20条の2 7 項・8項 措置法規則13条の3 1項10号ロ	※1 . . . . .  ※2 特例の対象となる「マンシ	⑩の2) 施行マンション(※1)が一定の建 築物(※2)に該当し、かつ、 施行再建マンション(※3) の延べ面積が当該施行マン ションの延べ面積以上であ るマンション建替事業(※4) の施行者に対する土地等(※5) の譲渡で、当該譲渡に係る 土地等が当該事業の用に 供されるもの(⑥～⑨)に掲	イ) 一定の建築物(※2)に 該当すること及びマンション 建替事業(※4)に係る施行 再建マンション(※3)が 措置法令第20条の2第9 項に規定する国土	土地等の買取りをする マンション建替事業の 施行者	措置法31条の2 2項 10号 措置法令20条の2 9 項・10項 措置法規則13条の3 1項10号ロ	※1 「施行マンション」とは、 マンション建替事業を施行 する現に存するマンション をいう。 ※2 . . . . . ※3 「施行再建マンション」と は、上記⑩の※2と同様 である。 ※4 「マンション建替事業」と

改 正 後				改 正 前			
<p>したマンションの延べ面積以上である同項第10号に規定するマンション再生事業(※2)の同号に規定する施行者に対する土地等(同法第55条第1項第2号に規定する隣接施行敷地権に係るものに限る。)の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑦～⑨に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>	<p>マンションが上記⑩の※の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合し、かつ、その延べ面積が当該建替前マンション又は当該滅失したマンションの延べ面積以上であることにつき都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類</p>	<p>土地等の買取りをするマンション再生事業の施行者</p>	<p>「マンション再生事業」は、上記⑩の※と同様である。</p>	<p>る譲渡に該当するものを除く。)</p>	<p>交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合し、かつ、その延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であることにつき都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類</p>	<p>土地等の買取りをするマンション建替事業の施行者</p>	<p>は、上記⑩の※1と同様である。 ※5 「土地等」とは、マンション建替法第11条第1項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。</p>
	<p>(ロ) 当該隣接施行敷地権に係る土地等を当該マンション再生事業に係る再生後マンションの敷地とする</p>				<p>(ロ) 当該隣接施行敷地に係る土地等を当該マンション建替事業に係る当該施行再建マンションの敷地と</p>		

改 正 後					改 正 前				
	ために買い取った旨を証する書類					するために買い取った旨を証する書類			
⑩ マンション再生法第121条第1項の請求に基づく同法第4条第2項第6号に規定するマンション等売却事業(※1)を実施する者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの	(イ) 当該マンション等売却事業に係る一定の計画(※2)に、※1に掲げる事項のうちいずれかの事項(当該計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。)の記載があること及び	土地等の買取りをするマンション等売却事業を実施する者	措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の2 9項 措置法規則13条の3 1項11号・5項・6項	※1 特例の対象となる「マンション等売却事業」は、当該マンション等売却事業に係る一定の計画(※2)に、次に掲げる事項のうちいずれかの事項(当該計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。)の記載があるものに限る。	⑩ マンション建替法第124条第1項の請求に基づくマンション敷地売却事業(※)を実施する者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの	(イ) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に※に掲げる事項のうちいずれかの事項(認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたも	土地等の買取りをするマンション敷地売却事業を実施する者	措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の2 11項 措置法規則13条の3 1項11号・5項	※ 「マンション敷地売却事業」とは、マンション建替法第2条第1項第9号に規定するマンション建替法で定めるところに従って行われるマンション敷地売却に関する事業のうち、当該事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に、次に掲げる事項のうちいずれかの事項(認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する

改 正 後				改 正 前			
	<p>当該計画に記載がされた※1の(1)のマンションが新たに建築されること又は当該計画に記載がされた※1の(2)若しくは(3)の施設が整備されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類</p>	<p>土地等の買取りをするマンション等売却事業を実施する者</p>	<p>(1) マンションを除却した後の土地又はマンション再生法第2条第1項第23号に規定する売却敷地(以下この項において「除却後の土地等」という。)に新たに建築されるマンション(良好な居住環境を備えたものとして、その住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成26年国土交通省告示第1183号参照)に適合する場合に限る。)に関する事項</p>		<p>のを除く。)の記載があること及び当該記載がされた※の(1)のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた※の(2)若しくは(3)の施設が整備されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類</p>	<p>土地等の買取りをするマンション敷地売却事業を実施する者</p>	<p>事項と併せて記載がされたものを除く。)の記載があるものに限る。 (1) マンション建替法第109条第1項に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地(以下この項において「除却後の土地」という。)に新たに建築されるマンション建替法第2条第1項第1号に規定するマンション(良好な居住環境を備えたものとして、その住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合に限る。)に関する事項</p>

改 正 後				改 正 前			
	旨を証する書類		<p>(2) <u>除却後の土地等</u>において整備される道路、公園、広場、下水道、緑地、防水若しくは防砂の施設又は消防の用に供する貯水施設に関する事項</p> <p>(3) <u>除却後の土地等</u>において整備される公営住宅法（昭和26年法律第193号）第36条第3号ただし書の社会福祉施設若しくは公共賃貸住宅又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第6項に規定する公共公益施設、特定優良賃貸住宅若し</p>		た旨を証する書類		<p>(2) <u>除却後の土地</u>において整備される道路、公園、広場、下水道、緑地、防水若しくは防砂の施設又は消防の用に供する貯水施設に関する事項</p> <p>(3) <u>除却後の土地</u>において整備される公営住宅法（昭和26年法律第193号）第36条第3号ただし書の社会福祉施設若しくは公共賃貸住宅又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第6項に規定する公共公益施設、特定優良賃貸住宅若し</p>

改 正 後					改 正 前				
				<p>くは登録サービス付き高齢者向け住宅に関する事項</p> <p>※2 「一定の計画」とは、次に掲げる計画をいう。</p> <p>(1) マンション再生法第 107 条に規定する認定除却等計画</p> <p>(2) マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則 (平成 15 年国土交通省令第 116 号) 第 58 条第 1 項第 6 号若しくは第 7 号又は第 2 項第 6 号若しくは第 7 号に規定する計画</p>					<p>くは登録サービス付き高齢者向け住宅に関する事項</p>
<p>⑪の2) マンション再生法第 4 条第 2 項第 6 号に規定するマンション等売却事業(※1)に係る同法第 141 条第 1 項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(※</p>	<p>(イ) 当該マンション等売却事業に係る一定の計画(※3)に、上記⑩の※1に掲げる事項の</p>	<p>土地等の買取りをするマンション等売却事業を実施する者</p>	<p>措置法 31 条の 2 2 項 11 号 措置法令 20 条の 2 9 項 措置法規則 13 条の 3</p>	<p>※1 特例の対象となる「マンション等売却事業」は、上記⑩の※1と同様である。</p> <p>※2 「分配金取得計画」が、マ</p>	<p>⑪の2) マンション敷地売却事業(※1)に係るマンション建替法第 141 条第 1 項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(※2)に基づく、当該マンション敷地</p>	<p>(イ) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第 113 条に規定する認定買受計画</p>	<p>土地等の買取りをするマンション敷地売却事業を実施する者</p>	<p>措置法 31 条の 2 2 項 11 号 措置法令 20 条の 2 11 項 措置法規則 13 条の 3</p>	<p>※1 「マンション敷地売却事業」とは、上記⑩の※と同様である。</p> <p>※2 「分配金取得計画」が、マ</p>

改 正 後				改 正 前			
<p>2)に基づく当該マンション等売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p>	<p>うちいずれかの事項(当該計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。)の記載があること及び当該計画に記載がされた上記⑩の※1の(1)のマンションが新たに建築されること又は当該計画に記載がされた上記⑩の※1</p>	<p>1項11号・5項・6項</p>	<p>ンション再生法第145条において準用する同法第141条第1項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のものをいう。 ※3 「一定の計画」とは、上記⑩の※2と同様である。</p>	<p>売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p>	<p>に上記⑩の※に掲げる事項のうちいずれかの事項(認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。)の記載があること及び当該記載がされた上記⑩の※の(1)のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされ</p>	<p>1項11号・5項</p>	<p>ンション建替法第145条において準用するマンション建替法第141条第1項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のものをいう。</p>



改 正 後					改 正 前				
	<p>の(2)若しくは(3)の施設が整備されることにつき都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の証明を受けた旨を証する書類</p> <p>(ロ) 当該土地等をマンション再生法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（※2）に基づき当該マンション等売却事業の用に供するために買い取った旨を証する書類</p>	<p>土地等の買取りをするマンション等売却事業を実施する者</p>				<p>た上記⑩の※の(2)若しくは(3)の施設が整備されることにつき都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の証明を受けた旨を証する書類</p> <p>(ロ) 当該土地等をマンション建替法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画に基づき当該マンション敷地売却事業の用に供するために買い取った旨を証する書類</p>	<p>土地等の買取りをするマンション敷地売却事業を実施する者</p>		
<p>⑫ 建築面積が 150 m² 以上の建築物の建築をする事業であり、か</p>	<p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p>	<p>……</p> <p>……</p>	<p>措置法 31 条の 2 2 項 12 号</p>	<p>※1 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p>	<p>⑫ 建築面積が 150 m² 以上の建築物の建築をする事業であり、か</p>	<p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p>	<p>……</p> <p>……</p>	<p>措置法 31 条の 2 2 項 12 号</p>	<p>※1 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p>

改 正 後				改 正 前					
つ、優良な建築物の建築をする事業（※1）を行う者に対する市街化区域等内（※2）の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（上記⑦～⑨、⑩、⑩の2）又は下記⑬～⑯に掲げる譲渡に該当するものを除く。）			措置法令 20 条の 2 10 項～12 項 措置法規則 13 条の 3 1 項 12 号・7 項	(3) . . . . . ※2 . . . . .	つ、優良な建築物の建築をする事業（※1）を行う者に対する市街化区域等内（※2）の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（上記⑥～⑩の2、下記⑬～⑯に掲げる譲渡に該当するものを除く。）			措置法令 20 条の 2 12 項～14 項 措置法規則 13 条の 3 1 項 12 号・6 項	(3) . . . . . ※2 . . . . .
⑬ 都市計画法第 29 条第 1 項の許可（同法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域のうち一定の区域（※1）内において行われる同条第 12 項に規定する開発行為に係るものに限る。以下「開発許可」という。）を受けて次の要件を満たす住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人（※2）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記⑦～⑨に掲げる譲渡に該当するものを除く。）	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . . ④ 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等（※3）内にあるものでないこととを明らかにする書類（令和 8 年国土交通省告示第 476	. . . . . . . . . . . . . . . 建築士又は宅地建物取引業者	措置法 31 条の 2 2 項 13 号 措置法令 20 条の 2 13 項・14 項 措置法規則 13 条の 3 1 項 13 号	※1 . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . . (3) . . . . . ※2 . . . . . ※3 「地すべり防止区域等」とは、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防	⑬ 都市計画法第 29 条第 1 項の許可（同法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域のうち一定の区域（※1）内において行われる同条第 12 項に規定する開発行為に係るものに限る。以下「開発許可」という。）を受けて次の要件を満たす住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人（※2）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記⑥～⑨に掲げる譲渡に該当するものを除く。）	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . .	措置法 31 条の 2 2 項 13 号 措置法令 20 条の 2 15 項・16 項 措置法規則 13 条の 3 1 項 13 号	※1 . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . . (3) . . . . . ※2 . . . . .

改 正 後					改 正 前				
(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	<u>号参照</u>			<u>止対策の推進に 関する法律（平 成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害 特別警戒区域又 は特定都市河川 浸水被害対策法 （平成15年法律 第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水 被害防止区域を いう。</u>	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・				
⑭ 宅地の造成につき 都市計画法第 29 条第 1 項の許可を要しな い場合において次に 掲げる要件を満たす 住宅建設の用に供さ れる一団の宅地の造 成を行う個人（※1） 又は法人（※2）に対 する土地等の譲渡で、 当該譲渡に係る土地 等が当該一団の宅地 の用に供されるもの （上記⑦～⑨に掲げ る譲渡又は土地区画 整理法による土地区 画整理事業の施行者 である同法第 51 条の 9 第 5 項に規定する 区画整理会社に対す る当該区画整理会社	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ ㊦ <u>国土交通 大臣が財務 大臣と協議 して定める 書類で、当 該譲渡に係 る土地等が 当該譲渡を した時にお いて地すべ り防止区域 等（※5） 内にあるも のでないこ とを明らか にする書類 （令和 8 年</u>	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法 31 条 の 2 2 項 14 号 措置法令 20 条の 2 15 項～17 項 措置法規則 13 条の 3 1 項 14 号・ 2 項	※1 ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・ ※4 ・ ・ ・ ・ ・ ※5 「 <u>地すべり 防止区域等</u> 」と は、 <u>上記⑬の※ 3 と同様であ る。</u>	⑭ 宅地の造成につき 都市計画法第 29 条第 1 項の許可を要しな い場合において次に 掲げる要件を満たす 住宅建設の用に供さ れる一団の宅地の造 成を行う個人（※1） 又は法人（※2）に対 する土地等の譲渡で、 当該譲渡に係る土地 等が当該一団の宅地 の用に供されるもの （上記⑥～⑨に掲げ る譲渡又は土地区画 整理法による土地区 画整理事業の施行者 である同法第 51 条の 9 第 5 項に規定する 区画整理会社に対す る当該区画整理会社	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法 31 条 の 2 2 項 14 号 措置法令 20 条の 2 17 項～19 項 措置法規則 13 条の 3 1 項 14 号・ 2 項	※1 ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・ ※4 ・ ・ ・ ・ ・

改 正 後					改 正 前				
<p>の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、下記⑭の②を参照のこと。）</p> <p>(イ) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(ロ) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(ハ) ・ ・ ・ ・ ・。</p>	<p><u>国土交通省告示第 476号参照)</u></p>				<p>の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、下記⑭の②を参照のこと。）</p> <p>(イ) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(ロ) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(ハ) ・ ・ ・ ・ ・。</p>				
<p>⑭の② ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(イ) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(ロ) ・ ・ ・ ・ ・。</p>	<p>(イ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ロ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ハ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ニ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ホ) <u>上記⑭の</u></p> <p>(ヘ) <u>の書類</u></p>	<p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p><u>建築士又は</u></p> <p><u>宅地建物取引業者</u></p>	<p>措置法 31 条の 2 2 項 14 号</p> <p>措置法令 20 条の 2 15 項~17 項</p> <p>措置法規則 13 条の 3 1 項 14 号</p>		<p>⑭の② ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(イ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ロ) ・ ・ ・ ・ ・</p>	<p>(イ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ロ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ハ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ニ) ・ ・ ・ ・ ・</p>	<p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p><u>建築士又は</u></p> <p><u>宅地建物取引業者</u></p>	<p>措置法 31 条の 2 2 項 14 号</p> <p>措置法令 20 条の 2 17 項~19 項</p> <p>措置法規則 13 条の 3 1 項 14 号</p>	
<p>⑮ 次に掲げる要件を満たす一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人(※1)又は法人(※2)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(上記⑦~⑨、⑩、⑩の②)又は⑬~</p>	<p>(イ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ロ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ハ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ニ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ホ) <u>国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡を</u></p>	<p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p><u>建築士又は</u></p> <p><u>宅地建物取引業者</u></p>	<p>措置法 31 条の 2 2 項 15 号</p> <p>措置法令 20 条の 2 18 項・19 項</p> <p>措置法規則 13 条の 3 1 項 15 号・2 項・8 項</p>	<p>※1 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>※2 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>※3 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>※4 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>※5 「<u>地すべり防止区域等</u>」とは、<u>上記⑬の※3 と同様である。</u></p>	<p>⑮ 次に掲げる要件を満たす一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人(※1)又は法人(※2)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(上記⑥~⑩の②)又は⑬~⑭の②に掲げ</p>	<p>(イ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ロ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ハ) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(ニ) ・ ・ ・ ・ ・</p>	<p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p>・ ・ ・ ・ ・</p> <p><u>建築士又は</u></p> <p><u>宅地建物取引業者</u></p>	<p>措置法 31 条の 2 2 項 15 号</p> <p>措置法令 20 条の 2 20 項・21 項</p> <p>措置法規則 13 条の 3 1 項 15 号・2 項・7 項</p>	<p>※1 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>※2 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>※3 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>※4 ・ ・ ・ ・ ・。</p>

改 正 後					改 正 前				
⑭の②に掲げる譲渡に該当するものを除く。 (イ) ……。 (ロ) ……。 A ……。 B ……。 C ……。 D ……。 E ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	した時において地すべり防止区域等(※5)内にあるものでないことを明らかにする書類(令和8年国土交通省告示第476号参照)				る譲渡に該当するものを除く。 (イ) ……。 (ロ) ……。 A ……。 B ……。 C ……。 D ……。 E ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。				
⑯ 次に掲げる要件を満たす住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人(※)に対する土地等(土地区画整理法第98条第1項《仮換地の指定》の規定による仮換地の指定(仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下同じ。)がされたものに限る。)の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日(同法第99条第2項《仮換地の指定の効果》の規定により使用又は収	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	……	措置法31条の2 2項16号 措置法令20条の2 20項 措置法規則13条の3 1項16号	※ ……。	⑯ 次に掲げる要件を満たす住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人(※)に対する土地等(土地区画整理法第98条第1項《仮換地の指定》の規定による仮換地の指定(仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下同じ。)がされたものに限る。)の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日(同法第99条第2項《仮換地の指定の効果》の規定により使用又は収	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	……	措置法31条の2 2項16号 措置法令20条の2 22項 措置法規則13条の3 1項16号	※ ……。

改正後					改正前				
<p>益を開始することができる日が定められている場合には、その日)から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(上記⑦～⑨、⑩、⑩の2)又は⑬～⑮に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p> <p>(イ) . . . . .</p> <p>    A . . . . .</p> <p>    B . . . . .</p> <p>(ロ) . . . . .</p> <p>    A . . . . .</p> <p>    B . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . .</p>					<p>益を開始することができる日が定められている場合には、その日)から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(上記⑥～⑩の2)又は⑬～⑮に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p> <p>(イ) . . . . .</p> <p>    A . . . . .</p> <p>    B . . . . .</p> <p>(ロ) . . . . .</p> <p>    A . . . . .</p> <p>    B . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . .</p>				
									



改正後				改正前			
2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）				2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）			
(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡				(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡			
区分	添付すべき証明書類	発行者	備考	区分	添付すべき証明書類	発行者	備考
① . . . . .	(イ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) . . . . . (ホ) 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等（※）内にあるものでないことを明らかにする書類（令和8年国土交通省告示第476号参照）	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . 建築士又は宅地建物取引業者	※ 「地すべり防止区域等」とは、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域をいう。	① . . . . .	(イ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	
② . . . . .	(イ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) . . . . . (ホ) 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等（※）内にあるものでないことを明らかにする書類（令和8年国土交通省告示第476号参照）	. . . . . . . . . . . . . . . 土地等の買取りをする者（※1） . . . . . 建築士又は宅地建物取引業者	※1 . . . . . ※2 「地すべり防止区域等」とは、上記①の※と同様である。	② . . . . .	(イ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . 土地等の買取りをする者（※） . . . . .	※ . . . . .

改 正 後				改 正 前			
	<u>渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等(※2)内にあるものでないことを明らかにする書類(令和8年国土交通省告示第476号参照)</u>	<u>引業者</u>					



改 正 後					改 正 前				
	て収用することができる資産である旨及び当該資産の所在する地域につき同法第14条第1項(同法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示又は同法第36条の2第1項の規定による通知に係る同条第3項の公示があった旨の証明					て収用することができる資産である旨及び当該資産の所在する地域につき同法第14条第1項の規定による通知に係る同条第3項の公示があった旨の証明			
~~~~~					~~~~~				
⑤〇 (イ) 都市再開発法第79条第3項《床面積が過小となる施設建築物の一部の処理》の規定により施設建築物の一部等		⑤〇 (イ) 都市再開発法第79条第3項《床面積が過小となる施設建築物の一部の処理》の規定により施設建築物の一部等	

改 正 後					改 正 前				
若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は同法第 111 条第 3 項《特則》の規定により読み替えられた同法第 79 条第 3 項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産					若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は同法第 111 条《特則》の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産				
(ロ)					(ロ)				
(ハ) 都市再開発法第 104 条第 1 項《清算》(同法第 110 条の 2 第 6 項又は第 111 条第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第 118 条の 24《清算》(同法第 118 条の 25 の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する差額に相当する金額					(ハ) 都市再開発法第 104 条第 1 項《清算》(同法第 110 条の 2 第 6 項又は第 111 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第 118 条の 24《清算》(同法第 118 条の 25 の 3 第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する差額に相当する金額の交付を受				

改正後					改正前				
の交付を受けること となった資産					けることとなった 資産				
									

改 正 後					改 正 前				
別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑨	地方公共団体又は景観法第92条第1項に規定する <u>景観整備推進法人</u> (※1)が同法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第4号ハに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(※2)	(イ) (ロ) A B 当該土地等の買取りをする者が景観法第92条第1項に規定する <u>景観整備推進法人</u> である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨及び当該土地等の買取りをする者が当該 <u>景観整備推進法人</u> である旨を証する書類	※1 <u>景観整備推進法人</u> は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行	⑨	地方公共団体又は景観法第92条第1項に規定する <u>景観整備機構</u> (※1)が同法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(※2)	(イ) (ロ) A B 当該土地等の買取りをする者が景観法第92条第1項に規定する <u>景観整備機構</u> である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨及び当該土地等の買取りをする者が当該 <u>景観整備機構</u> である旨を証する書類	※1 <u>景観整備機構</u> は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法

改 正 後					改 正 前				
				う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。 ※2 当該事業が <u>景観整備推進法人</u> により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。					人に帰属する旨の定めがあるものに限る。 ※2 当該事業が <u>景観整備機構</u> により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。
② 土地等につき <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （以下「 <u>マンション再生法</u> 」という。）第2条第1項第10号に規定する <u>マンション再生事業</u> が施行された場合において、当該土地等に係る <u>同法</u> の権利変換により <u>同法</u> 第75条《補償金》の規定による補償金（当該個人（同条第1号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により <u>同法</u> 第56条第1項《権利変換を希望しない旨	(イ) 当該土地等に係る権利変換により <u>マンション再生法</u> 第75条の規定による補償金を当該個人がやむを得ない事情により <u>同法</u> 第56条第1項の申出をしたと認められる場合における当該申出に基づき支払ったものである旨又は当該土地等を <u>同法</u> 第15条第1項若しくは第64条第1項若しく	<u>マンション再生事業</u> の施行者	・・・・・・・・	※ 「やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合」及び「やむを得ない事情があったと認められる場合」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合で、措置法第34条の2第2項第22号の <u>マンション再生事業</u> の施行者がその該当することにつき <u>マンション再生法</u> 第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の	② 土地等につき <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （以下「 <u>マンション建替法</u> 」という。）第2条第1項第4号に規定する <u>マンション建替事業</u> が施行された場合において、当該土地等に係る <u>マンション建替法</u> の権利変換により <u>マンション建替法</u> 第75条《補償金》の規定による補償金（当該個人（同条第1号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により <u>マンション建替</u>	(イ) 当該土地等に係る権利変換により <u>マンション建替法</u> 第75条の規定による補償金を当該個人がやむを得ない事情により <u>マンション建替法</u> 第56条第1項の申出をしたと認められる場合における当該申出に基づき支払ったものである旨又は当該土地等を <u>マンション建替法</u> 第15条第1項若	<u>マンション建替事業</u> の施行者	・・・・・・・・	※ 「やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合」及び「やむを得ない事情があったと認められる場合」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合で、措置法第34条の2第2項第22号の <u>マンション建替事業</u> の施行者がその該当することにつき <u>マンション建替法</u> 第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の

改 正 後				改 正 前			
<p>の申出等)の申出をしたと認められる場合(※)における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき、又は当該土地等が同法第15条第1項《区分所有権及び敷地利用権等の売渡し請求等》若しくは第64条第1項若しくは第3項《権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等》の請求(当該個人にやむを得ない事情があったと認められる場合(※)にされたものに限る。)により買い取られたとき。</p>	<p>は第3項の請求で当該個人にやむを得ない事情があったと認められる場合にされたものにより買い取った旨を証する書類</p> <p>(ロ) 次に掲げる場合のいずれかに該当する旨及びその該当することにつきマンション再生法第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の確認があった旨を証する書類</p> <p>A <u>マンション再生法</u>第56条第1項の申出をした者、<u>同法</u>第15条第1項若しくは第64条第1項の請求を</p>	<p>マンション再生事業の施行者</p>	<p>確認を得た場合をいう。</p> <p>(1) 申出人等有する<u>マンション再生法</u>第7条第2号に規定する再生前マンション又は申出人等有していた滅失したマンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号の2までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受け、又は受けていたものである場合</p> <p>(2) (1)の再生前マンション若しくは滅失したマンションにおいて住居を有し、若しくは有していた若しくは事業を営み、若しくは當んで</p>	<p>法第56条第1項《権利変換を希望しない旨の申出等》の申出をしたと認められる場合(※)における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき、又は当該土地等が<u>マンション建替法</u>第15条第1項《区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求》若しくは第64条第1項若しくは第3項《権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等》の請求(当該個人にやむを得ない事情があったと認められる場合(※)にされたものに限る。)により買い取られたとき。</p>	<p>しくは第64条第1項又は第3項の請求により買い取った旨を証する書類</p> <p>(ロ) 次に掲げる場合のいずれかに該当する旨及びマンション建替事業の施行者がその該当することにつき<u>マンション建替法</u>第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の確認があった旨を証する書類</p> <p>A <u>マンション建替法</u>第56条第1項の申出をした者又は<u>マンション建替法</u>第15条第1項若しくは第64条</p>	<p>マンション建替事業の施行者</p>	<p>確認を得た場合とする。</p> <p>(1) 申出人等有する<u>同法</u>第2条第1項第6号に規定する施行マンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号の2までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けるものである場合</p> <p>(2) (1)の施行マンションにおいて住居を有し若しくは事業を営む申出人等又はその者と住居及び生計を一にしている者が老齢又は身体上</p>

改 正 後				改 正 前				
	<p>された者若しくは同条第3項の請求をした者(以下この項において「申出人等」という。)の有する同法第7条第2号に規定する再生前マンション又は申出人等の有していた滅失したマンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号の2までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受け、又は受けていたものである場合</p> <p>B Aの再生</p>			<p>いた申出人等又はその者と住居及び生計を一にしている者が老齢又は身体上の障害のためマンション再生法第2条第1項第14号に規定する再生後マンションにおいて生活すること又は事業を営むことが困難となる場合</p>		<p>第1項の請求をされた者又は同条第3項の請求をした者(以下この項において「申出人等」という。)の有するマンション建替法第2条第1項第6号に規定する施行マンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号の2までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けるものである場合</p> <p>B Aの施行</p>		<p>の障害のためマンション建替法第2条第1項第7号に規定する施行再生マンションにおいて生活すること又は事業を営むことが困難となる場合</p>

改 正 後					改 正 前				
	前マンション若しくは滅失したマンションにおいて住居を有し、若しくは有していた若しくは事業を営み、若しくは営んでいた申出人等又はその者と住居及び生計を一にしている者が老齢又は身体上の障害のためマンション再生法第2条第1項第14号に規定する再生後マンションにおいて生活すること又は事業を営むことが困難となる場合					マンションにおいて住居を有し若しくは事業を営む申出人等又はその者と住居及び生計を一にしている者が老齢又は身体上の障害のためマンション建替法第2条第1項第7号に規定する施行再建マンションにおいて生活すること又は事業を営むことが困難となる場合			
②②の② 通行障害既存耐震不適格建築物(※1)に該当	(イ) 当該マンション敷地売却事業又は	マンション敷地売却事業又はマン	措置法34条の2 2項22号の2	※1 特例の対象となる「通行障害既存耐震不適	②②の② 通行障害既存耐震不適格建築物(※1)に該当	(イ) 当該マンション敷地売却事業に係	マンション敷地売却事業を実施す	措置法34条の2 2項22号の2	※1 「通行障害既存耐震不適格建築物」とは、

改 正 後				改 正 前					
<p>するマンションの敷地の用に供されている土地等につきマンション再生法第2条第1項第18号に規定するマンション敷地売却事業(※2)又は同項第19号に規定するマンション除却敷地売却事業(※3)が実施された場合において、当該土地等に係る同法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(※4)に基づき同法第151条の規定による同法第142条第1項第3号の分配金を取得するとき、又は当該土地等が同法第121条第1項の請求により買い取られたとき</p>	<p>マンション除却敷地売却事業に係るマンションが左欄の通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業に係るマンション再生法第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第58条第1項第7号若しくは第2項第7号に規定する計画に、マンションを除却した後の土地に新たに</p>	<p>マンション除却敷地売却事業を実施する者</p>	<p>措置法規則17条の21項26号・18項</p>	<p>格建築物」は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物のうち、同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。</p> <p>※2 特例の対象となる「マンション敷地売却事業」は、当該事業に係るマンション再生法第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第58条第1項第7号若しくは第2項第7号に規定する計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載</p>	<p>する決議特定要除却認定マンション(※2)の敷地の用に供されている土地等につきマンション敷地売却事業(※3)が実施された場合において、当該土地等に係るマンション建替法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(※4)に基づきマンション建替法第151条の規定によるマンション建替法第142条第1項第3号の分配金を取得するとき、又は当該土地等がマンション建替法第124条第1項の請求により買い取られたとき</p>	<p>る決議特定要除却認定マンションが通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンション建替法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに</p>	<p>る者</p>	<p>措置法規則17条の21項26号</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物のうち、同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。</p> <p>※2 「決議特定要除却認定マンション」とは、マンション建替法第109条第1項に規定する決議特定要除却認定マンションをいう。以下この項において同じ。</p>

改 正 後				改 正 前			
	<p>建築されるマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類</p> <p>(ロ) マンション再生法第151条の規定による同法第142条第1項第3号の分配金が当該土地等に係る同法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画に基づき支払ったものである旨又は当該土地等</p>	<p>マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業を実施する者</p>	<p>があるものに限る。</p> <p>※3 特例の対象となる「マンション除却敷地売却事業」は、当該事業に係るマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第58条第1項第7号又は第2項第7号に規定する計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限る。</p> <p>※4 「分配金取得計画」が、マンション再生法第145条におい</p>		<p>建築されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類</p> <p>(ロ) マンション建替法第151条の規定によるマンション建替法第142条第1項第3号の分配金が当該土地等に係るマンション建替法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画に基づき支払ったも</p>	<p>マンション敷地売却事業を実施する者</p>	<p>※3 「マンション敷地売却事業」とは、マンション建替法第2条第1項第9号に規定するマンション建替法で定めるところに従って行われるマンション敷地売却に関する事業のうち、当該事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンション建替法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。</p> <p>※4 「分配金取得計画」が、マンション建替法第145条におい</p>

改 正 後					改 正 前				
	を同法第121条第1項の請求により買った旨を証する書類			て準用する同法第141条第1項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のものをいう。		のである旨又は当該土地等をマンション建替法第124条第1項の請求により買った旨を証する書類			て準用するマンション建替法第141条第1項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のものをいう。
									

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期(2))</u> この法令解釈通達による改正後の「別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表 1」中の「区分欄⑨の2」の取扱いは、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期(3))</u> この法令解釈通達による改正後の「別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表 1」中の「区分欄⑬」、「区分欄⑭」、「区分欄⑭の2」及び「区分欄⑮」の取扱い（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る部分に限る。）並びに「別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表 2」中の「区分欄①」及び「区分欄②」の取扱いは、令和 10 年 1 月 1 日から適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期(4))</u> この法令解釈通達による改正後の「別表 2 収用証明書の区分一覧表」中の「区分欄④」の取扱いは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 27 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期(5))</u> この法令解釈通達による改正後の「別表 2 収用証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑤」の取扱いは、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期(6))</u> この法令解釈通達による改正後の「別表 4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑨」の取扱いは、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>